

鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、鎌倉市における学習者中心の学びを支える環境を整備し、子どもが安心して学び続けることができる教育環境の実現を図ることを目的として、鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例(平成17年7月条例第15号)第2条の規定により任期を定めて採用される市費負担教員の任用、給与、勤務条件等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において「市費負担教員」とは、鎌倉市立の小学校及び中学校の教諭で常時勤務の者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員を除く。)をいう。

(任用)

- 第3条 市費負担教員の任命権は、鎌倉市教育委員会(次条第2項において「任命権者」という。)に属する。
- 2 市費負担教員の採用に当たっては、選考によるものとし、その選考は、教育長が行うものとする。

(任用期間)

- 第4条 市費負担教員の任用期間は、3年以内とする。
- 2 任命権者は、前項に規定する任期を採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該市費負担教員の同意を得なければならない。

(給料)

- 第5条 市費負担教員には、鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和31年6月条例第17号。第7条第1項及び第12条において「勤務時間条例」という。)第3条に規定する勤務時間(第12条において「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬として、別表に定める教職経験月数の区分により給料を支給する。
- 2 前項に規定する教職経験月数の算定方法については、規則で定める。

(特殊勤務手当)

- 第6条 特殊勤務手当は、特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料月額で考慮することが適当でないものに従事した市費負担教員に対して支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 教員特殊業務手当

(2) 夜間緊急業務手当

(教員特殊業務手当)

第7条 教員特殊業務手当は、市費負担教員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務の心身に与える負担の度が著しいものであって、その負担の度が規則で定める度に及ぶときに支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等（学校が計画し、及び実施するものに限る。）で規則で定めるものにおいて児童又は生徒を引率して行う指導業務

(3) 対外運動競技等で規則で定めるものにおいて児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの又は勤務時間条例第5条及び第6条の3の規定に基づく勤務を要しない日若しくは同条例第5条の2に規定する休日に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）又は学校行事として行われる保健・安全的行事における児童若しくは生徒に対する指導業務

2 教員特殊業務手当の額は、1日又は1回につき500円から7,500円までの範囲内において規則で定める。

(夜間緊急業務手当)

第8条 夜間緊急業務手当は、市費負担教員が、突発的に発生した業務で規則で定めるものに対処するために緊急の呼出しを受け、規則で定める事情のもとで、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において、当該業務に従事した場合に支給する。

2 夜間緊急業務手当の額は、1回につき1,240円を超えない範囲内において規則で定める。

(併給禁止等)

第9条 教員特殊業務手当を支給する日については、夜間緊急業務手当は支給しない。ただし、夜間緊急業務手当の額が教員特殊業務手当の額を超えるときは、夜間緊急業務手当を支給し、教員特殊業務手当は支給しない。

(義務教育等教員特別手当)

第10条 市費負担教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当は、1月につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める。

3 義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(教職調整額)

第11条 市費負担教員には、その者の給料月額に100分の4を乗じて得た額(以下この条において「教職調整額」という。)を支給する。

2 教職調整額の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市費負担教員の給与に関し、鎌倉市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号。第15条において「給与条例」という。)第3条に規定する地域手当、期末手当若しくは勤勉手当又は鎌倉市職員の退職手当に関する条例(昭和30年4月条例第4号)第2条第1項に規定する退職手当について給料をその算定の基礎とする場合においては、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とする。

4 市費負担の給与に関し、休職の期間中に給料が支給される場合においては、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給する。

(時間外勤務に関する基本的態度)

第12条 市費負担教員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間外の勤務をいい、勤務時間条例第5条の2に規定する休日における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次条において同じ。)は、命じないものとする。

(時間外勤務を命ずる場合)

第13条 市費負担教員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1) 児童又は生徒の実習に関する業務

(2) 学校行事に関する業務

(3) 教職員会議に関する業務

(4) 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

(任用条例の適用除外)

第14条 鎌倉市職員の任用に関する条例(昭和31年3月条例第1号)第4条から第7条までの規定は、市費負担教員には適用しない。

(給与条例の適用除外)

第15条 給与条例第6条、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第15条の2(夜勤手当に係る部分を除く。)及び第16条の2から第16条の4までの規定は、市費負担教員には適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第5条）

教職経験月数	大学院卒	大学卒	短大卒
12月未満	269,300円	252,000円	235,100円
12月以上24月未満	278,100円	257,000円	243,100円
24月以上36月未満	286,600円	262,100円	249,200円
36月以上48月未満	294,000円	269,300円	254,400円
48月以上60月未満	301,100円	278,100円	259,500円
60月以上72月未満	307,800円	286,600円	265,800円
72月以上84月未満	314,300円	294,000円	273,700円
84月以上96月未満	321,400円	301,100円	282,500円
96月以上108月未満	328,400円	307,800円	290,400円
108月以上120月未満	335,400円	314,300円	297,700円
120月以上132月未満	340,800円	321,400円	304,600円
132月以上144月未満	346,700円	328,400円	311,300円
144月以上156月未満	352,600円	335,400円	318,000円
156月以上168月未満	358,500円	340,800円	325,000円
168月以上180月未満	363,500円	346,700円	332,000円
180月以上192月未満	368,100円	352,600円	338,000円
192月以上204月未満	372,500円	358,500円	343,800円
204月以上	376,900円	363,500円	349,700円